



2025年4月25日

各 位

会 社 名 株式会社ネオジャパン  
代 表 者 名 代表取締役社長 齋藤 晶議  
(コード番号：3921 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役経理財務担当 常盤 誠  
(TEL. 045-640-5917)

業績条件型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、業績条件型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年5月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,500株
(3) 処分価額	1株につき1,488円
(4) 処分総額	8,184,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 5名 5,500株 ※社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年4月27日開催の当社第31回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年20,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役会で定める地位のいずれの地位からも退任又は退職する日とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第33回定時株主総会から2026年4月開催予定の当社第34回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役5名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計8,184,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式5,500株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

2025年5月30日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、及び、当社の取締役会において決定する事業年度に関して当社の取締役会が定める業績目標を達成したことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の2028年1月期に係る定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、当該退任又は退職の時点までに確定した業績に基づく下記に定める業績目標の達成状況を踏まえて必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### 【業績条件】

上記③に定める業績目標は、以下に定める2028年1月期の連結売上高及び連結営業利益といたします。ただし、当社取締役会が正当と認める理由により、2028年1月期に係る定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合は、当該退任又は退職の時点までに確定した事業年度の以下に定める業績目標の達成状況を踏まえて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を調整するものといたします。

	2026年1月期	2027年1月期	2028年1月期
連結売上高	8,048,974,000円	8,672,660,000円	9,423,451,000円
連結営業利益	2,106,171,000円	2,251,631,000円	2,620,174,000円

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始の日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該組織再編等の承認の日までに確定した業績に基づく上記③に定める業績目標の達成状況を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力の発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年4月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,488円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上